様式第１号(第４条関係)

小松市墓地等使用許可申請書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　(あて先)小松市長住所　〒申請者　　　　　　　　　フリガナ　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（電話:　　　　　　　　　／携帯:　　　　　　　　　）　下記のとおり墓地等を使用したいので申請します。□墓所　□小松市墓地（向本折） [　　　　区（　　）　　　番　　　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前幅　　　　ｍ 奥行　　　ｍ] □菩提公園 [　　　墓域　　区　　　　番　　　　　㎡]□納骨堂　　□通常納骨 [　□１０年／　□２０年]　※　　　　　　□生前予約 [　□１０年／　□２０年]　　　　　　□改葬納骨 [　□１０年／　□２０年] ※□合葬墓　　□通常納骨　※　　　　　　□改葬納骨　※* 収蔵予定焼骨の生前の住所と氏名（改葬納骨の場合は改葬元の所在と施設名）

 住所　　　　　　　　　　　　　　　　  氏名　　 |
| 添付書類 | 1. 使用者の住民票抄本(本籍記載，個人番号記載なし)

2　代理人届　　3　祭祀主宰者等を証する書類 |

※上記に記した以外にも、必要応じて書類の提出が必要な場合がありますので担当職員の指示に従い提出願います。

※「2　代理人届」について，墓所の使用者が小松市内に住所を有しないときは，管理のため小松市に住所を有する代理人を定める必要があります。

※裏面注意事項をよくお読みになって申請してください。

市使用欄

|  |  |
| --- | --- |
| 位置 | 　 |
| 面積 | m2　 | 使用料 | 円　 |
| 受付 | 年　　月　　日 | 使用許可 | 年　　月　　日　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| 小松市墓地等使用の際の注意事項◇納骨に際しての必要書類焼骨を埋蔵（墓所内の自身の墓へ焼骨を納める事），収蔵（納骨堂，合葬墓へ焼骨を納める事）する際には，火葬許可証（火葬済を証する記載あるもの）又は改葬許可証を添付した届出が必要となります。使用許可申請の際に書類を事前確認する場合があります。◇使用者に関する変更について住所等の変更や死亡などによる使用者の変更（承継）は市へ届出が必要です。○墓地使用に関して* 使用許可後に生じた墓その他の設備等に係る損害については，使用者の負担となります。
* ３年以内に墓（生前墓も可）を建立する必要があります。
* 使用者以外の者が祭祀する焼骨ための使用は転貸とみなされる場合がありますので，そのようなおそれのある，お墓の建立や納骨については事前にお問い合わせください。
* 1世帯につき２つ以上の墓所は使用できません。住民票上世帯が別でも墓所使用に関しては１世帯とみなされる場合があります。

○納骨堂，合葬墓への納骨について* 納骨の受付は予約制ですので詳しくはお問い合わせください。
* 骨壺及び焼骨は乾燥し清潔な状態で納骨してください。特に改葬（他の墓地，納骨堂から移す場合）の際にはご注意ください。

○納骨堂使用に関して* 室内参拝室使用は予約制です。室外の参拝所での参拝は予約不要でいつでも可能です。
* 参拝の際には火気厳禁ですので，線香やろうそくの使用はできません。
* １０年又は２０年の納骨堂での使用期間後は合葬墓へ移し合祀されます。

納骨堂での使用期間中は焼骨の返還は可能ですが，合葬墓へ移した後の返還はできません。* 合葬墓へ移す際には焼骨から納骨袋へ移し替え，骨壺や化粧袋は申し出のない限り処分されますのでご了承ください。
* 生前予約の場合は，ご自身の死後に納骨堂へ納骨されるよう，関係者に納骨堂の使用許可を得たことを伝えるなどの必要な措置を講じてください。
* 使用期間を１０年で申し込まれた場合に限り２０年へ延長することが可能です。ご希望の場合は市へお問い合わせください。

○合葬墓使用に関して* 納骨する際は市より提供される納骨袋へ焼骨を納めてください。骨壺での受付は致しかねます。
* 焼骨の返還はできません。
 |

使用に関する条件，注意事項は変更の場合がありますので，適宜お問い合わせください